

# 課税・非課税証明書交付申請前にご確認ください

交付申請書や添付書類に不備や不足がある場合は、証明書をお送りできません。  
申請書をお送りになる前に、以下の点をご確認ください。

## ■発行要件の注意点

- 税申告はお済みですか
- ①～⑤のいずれにも当てはまらない方は、証明書の発行の前に税申告が必要です。
- ① 給与支払報告がお勤め先から市に提出されている
  - ② 税務署へ確定申告をされている  
※申告後、立川市で証明書を発行できるようになるまでお時間がかかります。
  - ③ 公的年金等の収入がある
  - ④ 立川市の窓口で市民税・都民税の申告をされている
  - ⑤ 上記①～④に当てはまる方の扶養を受けている
- ※収入がない場合でも税申告が必要ですので、ご注意ください。

◆税申告のお手続きについては、  
課税課市民税係 042-523-2111 内線 1206 へお問い合わせください

- 証明年度の1月1日に立川市に住民登録がありましたか
- 立川市で証明書を発行することができるのは、証明書が必要な年度の1月1日に立川市に住民登録があった方です（ただし、立川市外で課税されている方は除きます）。
- （例1）平成31年1月1日にA市に住民登録があり、その後立川市に転入された方が平成31年度の課税証明書を申請される場合…A市にご申請ください。
- （例2）平成31年1月1日に立川市に住民登録があり、その後B市に転出された方が平成31年度の課税証明書を申請される場合…立川市にご申請ください。
- （例3）平成30年1月1日にはC市、平成31年1月1日には立川市に住民登録があった方が平成30年度と平成31年度の課税証明書を申請される場合…平成30年度の証明書はC市に、平成31年度の証明書は立川市にご申請ください。

## ■送付書類等の注意点

- 証明書の必要枚数に応じた手数料を同封しましたか
- 証明書一通につき200円です。お一人ごと・年度ごとに一通ずつの証明発行となります。必要な金額の定額小為替（郵便局で販売しています）を同封してください。現金や切手ではお取扱いしていません。
- 定額小為替は何も書き加えていませんか
- 定額小為替には何も書かないでください。何か書き加えられていると無効になる場合があります。
- 定額小為替は有効期限内ですか
- 定額小為替の有効期限は、表面に押印されている発行日から6か月です。郵送にかかる日数や、市の入金手続きに要する日数もありますので、有効期限切れまで1週間以上の余裕があるものをお使いください。
- 返信用封筒に切手を貼り、住所氏名を書きましたか
- 返信用封筒には、申請者の住所氏名を記入し、切手を貼ってください。切手は申請書3通までは84円、4～9通は94円です（市販の定型の封筒の場合）。返送を希望される書類がある場合は、その重さも考慮してください。  
※返信先は申請書に記載した「申請する方の現住所」でお願いします（現住所以外への返信を希望される場合は、その旨を申請書の欄外等にご記入ください）。
- 有効な本人確認書類のコピーはありますか
- 顔写真付の身分証明書（官公署発行で有効期限内）のコピーを添付してください。
- 例）○運転免許証（両面） ○個人番号カード（**おもて面のみ**） ○パスポート  
○住民基本台帳カード（Bタイプ＝顔写真付） ○障害者手帳 ○在留カード 等
- 上記に該当するものがない場合は、以下のうち2点のコピーを添付してください。
- 例）○健康保険被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証  
○年金手帳 ○預金通帳 ○キャッシュカード ○本人宛郵便物（消印があるもの）  
○住民基本台帳カード（Aタイプ＝顔写真なし） ○診察券 ○社員証・学生証 等
- 立川市から現在までの住所氏名を確認できる書類を同封しましたか
- 立川市から転出された方で、転出後に再び住所や氏名が変わっている方は、現在までの住所や氏名の履歴を確認できる書類を添付してください（旧住所が確認できる運転免許証、転居前住所が載った住民票または除票、戸籍附票など）

## ■ご本人以外の方が申請される場合の添付書類

- 申請者と証明の対象者が現在立川市内で同居している場合
- 申請者の方の本人確認書類があれば、現在同居している方の証明書をお取りいただけます。
- 申請者と証明の対象者が現在立川市外で同居している場合
- 申請者の方の本人確認書類に加え、次のいずれかを添付してください。
- ・同居していることを確認できる資料（例：世帯の住民票の写し、証明の対象者の方の現住所を確認できる運転免許証の写し、など）
  - ・証明の対象者の方からの委任状
- 申請者と証明の対象者が現在同居していない場合
- 申請者の方の本人確認書類に加え、証明の対象者の方からの委任状が必要です。